

04 総務省 構造改革特区第20次・地域再生第9次(非予算) 検討要請

管理コード	—	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	屋外貯蔵タンクの水張検査の適用緩和	都道府県	兵庫県
		提案事項管理番号	1007010
提案主体名	新日鐵化学株式会社		

制度の所管・関係府省庁	総務省
-------------	-----

求める措置の具体的内容
<p>屋外貯蔵タンクのタンク本体に関する変更工事に係わる完成検査前検査の水張検査について、以下の補修工事での軽微な補修においては、水張検査を省略する。</p> <p>①側板と側板、側板とアニュラ板との溶接継手の補修工事 ②全ての底部に係わる重ね補修工事 ③底部に係わる溶接部補修工事</p> <p>もしくは、危険物の規制に関する政令第8条の2第3項第2号に「水張検査(水以外の適当な液体を張って行う検査を含む。）」とあるので、軽微な補修においては、段階的な検査を行うことにより、適当な液体として実液(危険物)を認める。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由
<p>①経済効果は、検査期間の短縮および水張検査費用の削減。</p> <p>②新設時の水張検査は、設計ミスや施工ミスの検出上有効だが、長年使用しているタンクの軽微な補修であればその必要はないと考える。一方、水張検査をした場合、水には微量塩素があり溶接部への残留塩素による悪影響も懸念される。さらに、環境保全上、大量の水の周辺環境への排出は排水処理設備を介すことが好ましいが、現存の多くのタンクには、設置されていない。</p> <p>③側板から600mmの範囲以外の部分の軽微な補修は、変更許可申請ではなく書類の提出でよく、水張検査も求められていない。一方、側板から600mmの範囲以内の部分の溶接は強度上重要なので、大規模な補修時の水張検査は理解できるが、軽微な補修については変更許可申請を行うことで一定の施工レベルが担保できるので、水張検査の必要はないと考える。</p> <p>④軽微といえども溶接補修をすることで熱による応力が残留し、応力割れに繋がるという懸念は、極力熱応力がかからない溶接補修方法の採用、溶接補修後のショットピーニング等による応力除去の実施をすることにより払拭できる。</p> <p>⑤一方、水張検査の削減が不可の場合、実液での水張検査を張込み途中で段階的な検査を行うことにより可能とする。</p> <p>参考: 高圧ガス保安法は、実液による気密試験を認めていることを、申し添える。</p> <p>なお、軽微な補修とは、平成9年3月26日付けの消防危第36号「資料提出を要する軽微な変更工事とする小規模な溶接工事」を指す。</p> <p>また、別紙に提案理由の詳細を示す。</p>

04 総務省 構造改革特区第20次・地域再生第9次(非予算) 検討要請

管理コード	—	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	市長選におけるmanifestoの頒布を拡大する特区	都道府県	岐阜県
		提案事項管理番号	1008010
提案主体名	多治見市		

制度の所管・関係府省庁	総務省
-------------	-----

求める措置の具体的内容	<p>現在、1万6千枚を上限としている指定都市以外の長の選挙におけるビラの頒布枚数を、基準日における選挙区域内の総世帯数を上限とするもの。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>公職選挙法第142条第1項第6号に定められている指定都市以外の長の選挙におけるビラの頒布枚数の制限(1万6千枚)を見直し、基準日における選挙区内の総世帯数を上限とする。現状では、当市の総世帯数約4万3千世帯に対して法定上限の1万6千枚はあまりに少なく、選挙公約が十分に浸透しているとは言い難い。そこで、すべての世帯に均等にビラを配布できるようにすることにより、各候補者の政策を広く住民に浸透させることができるとともに、選挙に対する住民の関心を高め、ひいては投票率の向上に繋がりたいと考えている。</p> <p>また、選挙公約による選挙を定着させることで、住民が自ら選択した政策に基づく市政運営を行うことのできる住民自治の実現を目指すことができるもの。</p>

04 総務省 構造改革特区第20次・地域再生第9次(非予算) 検討要請

管理コード	—	プロジェクト名		
要望事項 (事項名)	普通地方公共団体が設ける協議会の要件の緩和	都道府県	北海道	
		提案事項管理番号	1015010	
提案主体名	大空町、美幌町、網走川土地改良区、オホーツク東部広域農業水利管理協議会			

制度の所管・関係府省庁	総務省
--------------------	-----

求める措置の具体的内容	<p>現行法で規定されている、普通地方公共団体の事務の一部を共同して管理及び執行するため、普通地方公共団体が設ける協議会について、普通地方公共団体及び土地改良区が施行する土地改良施設の管理を含む土地改良事業の事務を、共同化により合理的且つ効率的に行うため、普通地方公共団体と土地改良区による協議会の設立を可能にする。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>土地改良事業の事務の共同化により、経費の縮減及び執行体制の強化を図るため、普通地方公共団体と土地改良区による協議会の設立を目指す。</p> <p>本地区は、美幌町と大空町に跨る網走川水系の河川又は流域に関わる農業を基幹産業とする地域であり、土地改良事業により生じた農業用排水施設を有している。</p> <p>当該施設は、土地改良法により事業単位に、美幌町・大空町及び網走川土地改良区がそれぞれ個別の施設を管理しており、極めて非効率且つ不経済な管理体制となっている。</p> <p>また、当該施設を管理する両町及び改良区は、近年の厳しい経済情勢及び農業環境から厳しい財政運営を強いられ、維持管理等の事業費の縮減及び人員の削減に及ぶ等、体制の脆弱化が進行している。</p> <p>提案理由</p> <p>当該施設の適切な管理は、地域農業の持続的な発展と農村社会の維持形成の基軸となる農業経営の安定と伴に、農村景観等の豊かな自然環境の保存等においても、欠かすことのできない重要な事業となっているため、当該施設の管理団体等の財務基盤の強化と執行体制の充実が喫緊の課題となっている。</p> <p>これらに対処するため、当該施設の管理団体の如何に囚われず同水系に関わる農業用施設を一体的に捉え、事務の共同化によるスケールメリットを活かした経済的且つ効率的な体制を整備し、次世代に向けた適正且つ安定的な運営体制の確立する。</p> <p>本地区は、町管理施設の区域が概ね7割弱を占め且つ改良区の管理施設についても、改良区単独による更新等が難しいことから、行政主導に成らざるを得ない。</p> <p>また、本地区の事業において、既に地方自治法の協議会により当該施設の管理等を行う事例があり、当該協議会の有効活用により、効果の早期発現が可能となるため、同法による特例措置を申請する。</p>

04 総務省 構造改革特区第20次・地域再生第9次(非予算) 検討要請

管理コード	—	プロジェクト名		
要望事項 (事項名)	決算剰余金の取扱いについて		都道府県	福島県
			提案事項管理番号	1017010
提案主体名	いわき市			

制度の所管・関係府省庁	総務省
-------------	-----

求める措置の具体的内容	<p>歳入歳出決算剰余金の扱いについて、地方自治法第 233 条の2の規定にとどめる。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>歳入歳出決算剰余金の処分については、地方自治法第 233 条の2に規定があるものの、地方財政法第7条第1項において、各会計年度において決算上剰余金が生じた場合においては、当該剰余金のうち2分の1を下らない金額について、財政調整基金に積み立てるか、地方債の繰り上げ償還に充てなければならないとされている。</p> <p>この規定は地方財政の健全性の確保の観点から定められたものではあるが、東日本大震災への対応について、被災自治体においては、厳しい地方財政の状況下において、財政調整基金の取り崩しを行いながら運営している現状があり、市町村民税の減免等により、歳入不足が見込まれる状況であるにもかかわらず、財政調整基金に一旦積み立て、さらにこれを取り崩すという手続きを行うことにより、いたずらに予算規模が増大することとなるほか、予算・決算を住民に説明する際にも非常に分かり辛いものになってしまう恐れがあり、このような場合には、基金に積み立てずに翌年度の歳入に編入できるようにすることで、同一の補正において、基金積立・取崩しを2重計上する必要が無くなることにより、補正予算が分かりやすいものになると考える。</p> <p>また、国においても、2次補正予算の財源を決算剰余金に求めており(特例法を制定予定)、国と地方の足並みを揃えることが可能となる。</p> <p>については、当該剰余金の処分について、被災自治体の財政負担の軽減及び迅速かつ円滑な復旧・復興事業の実施に資することを目的とし、当面の間、地方自治法第 233 条の2の規定にとどめ、地方財政法第7条第1項の規定については、被災自治体には適用しないよう規制の緩和を行われたい。</p>

04 総務省 構造改革特区第20次・地域再生第9次(非予算) 検討要請

管理コード	—	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	地方議会への住民参加による、より開かれた議会への改革	都道府県	山梨県
		提案事項管理番号	1024010
提案主体名	個人		

制度の所管・関係府省庁	総務省
-------------	-----

求める措置の具体的内容	地方議会への住民参加と発言権の確立
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>主権在民と憲法にあるが主権を持つ住民に自治体が行う事業について適切な説明の場が無い。また、住民の代表である議員も事業内容を把握し住民に適切な説明をしていない。説明義務を履行させないのは住民の権利放棄に当たるが、現実問題、一議員に全住民への説明義務が何処まであるのか明確でなく、また大勢いる他の議員との公平において負担の格差がありすぎる。よって議会を自治体の文化ホールなどで開催し住民が自由に参加できるように制度を緩和し、執行部の説明を議員と一緒に聞き解らないところは直接質問できるように、つまり主権を持つ住民の適切な理解と合意の下、事業を進める、より民主的な議会に改革することにより住民の行政への参加意識を醸成し、地域の活性化を住民の理解と納得により推進する事を目的に議会への住民参加と発言権(提案と質問)の確立並びに文化ホール等での議会の開催を提案します。</p>

04 総務省 構造改革特区第20次・地域再生第9次(非予算) 検討要請

管理コード	—	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	公立大学法人の業務範囲の拡大(附属学校の設置・運営)	都道府県	兵庫県
		提案事項管理番号	1039010
提案主体名	兵庫県		

制度の所管・関係府省庁	総務省 文部科学省
-------------	--------------

求める措置の具体的内容	公立大学法人が、大学及び高等専門学校以外の学校(附属高校及び中学など)の設置及び管理ができるよう、公立大学法人の業務範囲を拡大する
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>(提案内容)</p> <p>現在、兵庫県立大学では平成 25 年度を目途に公立大学法人への移行について検討を進めているが、公立大学法人は現行の地方独立行政法人法では、附属中高を設置及び管理することはできない。公立大学法人移行後も、これまでと同様の中高大一貫教育を実施するため、公立大学法人による附属中高の設置・運営を目指す。</p> <p>(提案理由)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・兵庫県には、大型放射光施設 SPring-8、X 線自由電子レーザー、京速コンピュータ「京」等の世界最先端の研究施設、研究機関が立地し、これらを有効に活用するために産学官が連携した人材や将来の科学技術を担う人材である青少年の育成を推進している。 ・兵庫県立大学においても、これら研究施設の立地する播磨科学公園都市やポートアイランドに理学部や大学院研究科を設置し、先導的・独創的な研究の推進と地域や国際社会で活躍できる人材の育成を目指してきた。 ・加えて、昨今の少子化の進展や理系離れの傾向もあり、大学のみでの教育では限界があることから、附属中学及び高校(以下、「附属中高」という。)を開設し、大学のイニシアチブによる独自のカリキュラムを定め、附属中高からの一貫教育により、将来の科学技術を担うべき人材の育成に力を注いできた。 ・県内に立地する最先端の研究施設を有効に活用し成果を上げていくためには、それらを使いこなせる人材の育成が不可欠であり、大学のイニシアチブのもとに科学技術について少年期から取り組む中高大一貫教育が今後も必要と考えるため、地方独立行政法人法等の改正又は弾力的な運用を求める。

04 総務省 構造改革特区第20次・地域再生第9次(非予算) 検討要請

管理コード	—	プロジェクト名		
要望事項 (事項名)	A市まちづくり地区における事業地集積のための土	都道府県	大阪府	
	地交換について	提案事項管理番号	1047010	
提案主体名	A市			

制度の所管・関係府省庁	総務省
--------------------	-----

求める措置の具体的内容	<p>A市が、地方自治法上の「行政財産」として所有している土地所在地は、民有地と入り混じって点在しており、これらを打開すべく民地と土地交換を行い、地域振興に資する計画を検討しているが、地方自治法第238条の4に行政財産の交換は無効である旨があり、この規定に特例を設けていただきたい。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>A市まちづくり地区は、パブル時の土地区画整理事業開発予定地であり、民間企業等が事業用地の先行買収を虫食い状に行い、事業による換地により自己所有地を集約する予定であったが計画が頓挫した。しかし地区内には未買収の民地が多くあり、その利活用が行えず地区の荒廃が懸念されたため、この先行買収地をA市が寄付を受け、現状の社会情勢などを考慮し、地区内の土地所有者と協働して地区の事業計画の見直しを行い、事業区域の選定を行った。そのうえでこの基盤整備事業区域内外の土地交換を行い、事業参加希望者の土地を集約化を図りたいと考えている。そこでこの土地交換に際し、市が所有している土地を交換する場合、地方自治法第238条の4の規定により「行政財産」の交換を行うことができないとあり、その判断に苦慮している所である。しかし、本地区の事業推進に資するために行う土地交換は必須であり、行政財産の公共の用に供する目的で行う交換は、禁止要件に当たらないとの特例を設けていただきたい。</p>

04 総務省 構造改革特区第20次・地域再生第9次(非予算) 検討要請

管理コード	—	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	公立大学法人(地方独立行政法人)の研究成果を事	都道府県	大阪府
	業化する際の企業への出資規制の緩和	提案事項管理番号	1055010
提案主体名	大阪府		

制度の所管・関係府省庁	総務省 文部科学省
--------------------	--------------

求める措置の具体的内容	公立大学法人(地方独立行政法人)の出資について、教育研究の更なる活性化を図り、大学の保有する知の還元を促進するため、大学の研究成果を事業化する企業に対し、設立団体が認める場合は、出資可能とする。
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>①現状 大阪府立大学では、企業への技術移転等により教育研究の成果の社会還元を図っている。</p> <p>②問題点 法人が事業実施企業に対し出資することができず、技術移転による教育研究の活性化が図りきれていない。 そもそも、公立大学法人は「教学と経営の両立を図る形で、大学をより競争的、自律的な環境に置き教育研究の活性化を図る趣旨から制度設計した」と国会で述べられているとおり、運営に係る基盤的経費は設立団体が措置し教育研究の確実な実施を担保する一方、自己財源の捻出等、設立団体から離れた自助努力により国公立を問わない大学間の切磋琢磨が期待されている。しかし、出資については、私立大学のほか国立大学も一定認められているが、公立大学法人は全く認められておらず、研究成果の活用が図りきれていない。 例えば、過去に府立大学が技術開発に関わったガン治療の薬剤につき事業実施企業に出資できていれば、その収益で大学の教育研究の更なる活性化を図ることができた。なお、現在も、製品開発が見込まれている研究がある。</p> <p>③解決策 技術移転の際、大学法人から事業実施企業への出資を、当該大学法人の設立団体が認める場合は可能とする。</p> <p>④効果 出資については設立団体が行うことは可能だが、法人自らが出資を行うことで、教育研究→事業移転→収益という循環サイクルを確立し、教育研究を活性化する独自財源を確保することができる。 また、国の新成長戦略で産学連携により大学等の研究成果を地域の活性化につなげる取組を進めるとされているが、研究成果の活用には、大学法人自らの財源につながる出資を可能とすることで、インセンティブを働かせることが有効である。</p>

04 総務省 構造改革特区第20次・地域再生第9次(非予算) 検討要請

管理コード	—	プロジェクト名		
要望事項 (事項名)	公立大学法人(地方独立行政法人)が施設整備を行	都道府県	大阪府	
	う際の長期借入規制の緩和	提案事項管理番号	1055020	
提案主体名	大阪府			

制度の所管・関係府省庁	総務省 文部科学省
--------------------	--------------

求める措置の具体的内容	公立大学法人(地方独立行政法人)の長期借入れについて、施設整備に係る資金需要の平準化を図り、実際に当該施設で教育研究を行う法人自身により柔軟で効果的・効率的な整備が行えるよう、施設整備に関し、設立団体が認める場合は可能とする。
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>①現状</p> <p>公立大学法人は長期借入できないため、施設整備の資金需要平準化のため、設立団体が起債等により施設を整備し法人に出資する。</p> <p>②問題点</p> <p>効率的、効果的な整備を行う観点から、民間のノウハウを活用し法人自ら整備することが望ましく、大阪府立大学では法人に代わり長期借入の主体となる特別目的会社(SPC)を設立し、資金需要を平準化している。しかし、SPCは各整備事業ごとに必要で、法人設立に係る事務コストもかかる等課題があり、学生・教職員の命を守る耐震改修促進等の足かせとなっている。</p> <p>そもそも地方独立行政法人は、必要な行政サービスを効率的、効果的に行わせることを目的に設立されるもので、公立大学法人については「教学と経営の両立を図る形で、大学をより競争的、自律的な環境に置き教育研究の活性化を図る趣旨から制度設計した」と国会で述べられている。しかし、長期借入れについて、私立大学のほか、国立大学でも土地の取得、施設や設備の設置等の目的で認められる一方、公立大学法人は全く認められておらず、教育研究を活性化するための環境整備を行う基盤が十分でない。</p> <p>なお、国立大学法人の長期借入の対象は順次拡大されており、当初、附属病院整備及び大学等移転事業のみだったが、H17年12月に国立大学の自主的な教育研究環境の整備充実の取組を支援するため、土地の取得、施設や設備の設置等を追加する改正が行われている。</p> <p>③解決策</p> <p>施設整備に関し、公立大学法人の長期借入を、当該大学法人の設立団体が認める場合は可能とする。</p> <p>④効果</p> <p>施設整備につき長期借入ができれば、法人自身による柔軟な施設整備と資金需要の平準化につきコスト削減や手続の簡素化が図られ、必要な研究環境の整備促進により、研究の一層の活性化や安全の確保が容易となる。</p>

04 総務省 構造改革特区第20次・地域再生第9次(非予算) 検討要請

管理コード	—	プロジェクト名			
要望事項 (事項名)	議員権限の強化等による自治体における議会内閣 制型政府形態の試行	都道府県	愛知県	提案事項管理番号	1058010
提案主体名	半田市議会 至誠クラブ				

制度の所管・関係府省庁	総務省
-------------	-----

求める措置の具体的内容
議員の予算提案権を認めること、議員の常勤職員との兼職を認めることなどによって、自治体における議会内閣制型政府形態の試行を可能にする。
具体的事業の実施内容・提案理由
<p>議員が予算提案権を持ち、副市長や部長などとの兼職によって執行側の役割を持つことによって、現行の二元代表制とは異なる議会内閣制型の政府形態を憲法の許容する範囲で試行する。</p> <p>具体的には、議会の多数派と市長との連携関係を前提に、予算案をはじめとする議案の企画立案の段階から議員が公式に関わり、執行においても、副市長や部長などのポストに議員が就任することによって責任を持つ。基本的に議案は、市長に加えて、議員が兼職する副市長や部長によって構成される「内閣」から提案される。この際、議員も予算提案権を持つことによって対等な連携関係が可能となる。</p> <p>提案理由</p> <p>現行の二元代表制は、議員が予算提案権を持たない反面、強力な拒否権をもつため、拒否権を背景に個別的な要求を行うなどの問題が生まれやすく、自治体の運営全体に責任を持つような建設的な議員活動が阻害されている面がある。また、市長と議会多数派の立場が大きく異なった場合には、收拾することが不可能になる場合がある。これに対し、議会内閣制型の政府形態であれば、市長と議会多数派が公式に連携して活動することができると同時に、それを通じて議員の統治能力が向上することが期待される。</p> <p>現在、総務省においても選択制に向けた検討が開始されているが、特区制度で議会内閣制を試行することは、そうした検討に貴重な事例を提供することになり、将来における自治体の政府形態の適切なあり方を探ることに貢献することができる。</p> <p>代替措置</p> <p>議会から執行側へのチェックが弱まるという問題点が想定されるので、リコールなどの直接民主主義的な制度のハードルの引き下げなどを合わせて試みる。</p>